

兵庫生存権訴訟の不当判決に対する声明

2014（平成26）年9月25日
兵庫生存権裁判原告団
兵庫生存権裁判弁護団

本日、兵庫在住の80歳から89歳の生活保護受給者9名（神戸市内在住5名、尼崎市内在住4名）が神戸市と尼崎市を被告として、老齢加算の減額・廃止を内容とする保護変更決定処分取消しを求めた裁判について、神戸地方裁判所第2民事部は、原告の請求を棄却する不当判決を言い渡した。

裁判で私たちが復活を求めた老齢加算とは、種々の疾病や加齢による体力低下によって生活能力の低下が避けられない70歳以上の生活保護受給者に対し、炊事、入浴、掃除、買い物を含む外出などの面において、「健康で文化的な生活」を確保するたりに必要とされてきた制度であり、1960年から約半世紀にわたり一貫して支給されてきた。しかしながら、厚生労働大臣は2004年度から減額を開始し、3年目に全廃した結果、70歳以上の生活保護受給者は、約20%も生活扶助費を削減されたため、現在、高齢者らは、8年近くにわたる、食事・入浴の回数を減らし、下着類の購入もためらい、居宅にこもりがちな不健康な生活を送っている。生活費が20%も減らされた高齢の原告らは、「人権の最後の砦」である裁判所に救済を求める以外に選択の余地がなかったのである。

政府による社会保障を削減する政策は、国民ひとりひとりの生命・健康に直結する重大な問題である。裁判所には、半世紀にわたって継続されてきた老齢加算の突然の廃止決定に至る過程について、「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができるのかという視点に立って、丁寧かつ十分な審理・判断ができるのか、国民は注目し、期待していた。

しかし、裁判所は、厚生労働大臣が老齢加算を廃止した根拠となる資料の調査・検証すら行わず、憲法25条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」にはほど遠い不健康な生活を送り続ける高齢の生活保護受給者らの実態を目の前にしつつも、生活保護では厚生労働大臣に広い裁量があるという理由のみで、憲法25条に反する重大な行政の誤りがあっても救済できないことを明らかにし、自ら、憲法によって与えられた「人権の最後の砦」としての司法の職責を放棄した。特に、「原告らが、本件政定後、日常生活において不自由を感じる場面に、少なくともこのことは否定できないが、その不自由さは、老齢加算の減額、廃止と直接関係を見出し難い」と判示しているが、裁判所は、生活保護制度が、利用者の自由な生活することが保障するものであるに

もかわらず、①老齢加算の減額・廃止前から既に存在していたものであるとか、②個々の利用者のライフスタイルに合った生活を否定した点で、生活保護利用者の実態や生活保護法を曲解するもので極めて問題である。

しかし、私たちは、今後も裁判を継続し、多くの人々と運動を拡大し、本日の判決を乗り越えていく覚悟である。なぜなら、老齢加算廃止は、高齢の生活保護受給者の問題ではなく、私たちの生存権を保障する社会保障を侵害するための先陣を切る行為だからである。実際に、老齢加算廃止の後、生活保護基準・年金の切り下げ、医療・介護の抑制など、全国民に影響を与える社会保障を削減する政策が次々と始まりつつある。私たちは、今後も計画されるであろう政府による「生存権」侵害をくい止め、私たち、子どもや孫の世代の社会保障を守るために、全国で老齢加算復活を求めて訴訟を続けている80名近い方々と連携し、生活保護基準・年金の切り下げなど、社会保障の削減に反対する多くの方々と一緒に、憲法25条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」を切り捨てる政策に一貫して反対していく。

日本国憲法制定後、営々と積み上げられてきた「集団的自衛権の行使は憲法9条に反する」との解釈を、憲法改正手続を経ることなく、時の政府が変更するという時代に私たちは居合わせている。憲法を立法・行政に遵守させる唯一の資格を持つ機関である裁判所の職責が日本国憲法の誕生以来、これほどまでに、国民から期待・注目されたことはない。

私たち、原告団及び弁護団としては、現在、日本が重要な分岐点にあることを自覚し、今後も引き続き、老齢加算の復活を勝ち取るために、裁判所が職責を全うし、本日の誤った判断を改めるよう、多くの人々とともに、全力で闘っていくことをここに宣言する。

以上